



Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

鳥取県公安委員会指定
「犯罪被害者等早期援助団体」

とっとり被害者支援センターだより（平成29年1月23日発行）
発行：公益社団法人 とっとり被害者支援センター
〒680-0022 鳥取県鳥取市西町1丁目401 鳥取県庁西町分庁舎2階
☐TEL&FAX 0857-20-0330（事務局） ☐相談専用電話：0120-43-0874
☐ホームページ <http://www.t-higaisha.jp/> ☐E-mail t-higaisha@voice.ocn.ne.jp

センターだより

2017 Jan.
vol.16



年頭のごあいさつ 公益社団法人 とっとり被害者支援センター 理事長 佐野 泰弘



新年明けましておめでとうございます。皆様方におかれましては、平素より業務全般に亘り深いご理解及びご協力を賜り、当センターを代表して心より感謝申し上げます。本年も変わらぬご支援を宜しくお願い致します。

初めに、昨年10月21日に鳥取県中部を震源とした地震で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。被災された皆様が、一日も早く日常生活を取り戻されることを切に願っております。

さて、犯罪被害者等の支援に取り組む当センターのことをより多くの皆様に知って頂き、必要とされる時に利用して頂ける存在になろうと、昨年も、鳥取県や鳥取県警察のご協力を得て、9月には被害者支援を考える講演会を開催し、11月には被害者支援フォーラムを開催しました。被害者遺族が中学生・高校生に生の声を届ける「命の大切さを学ぶ教室」の取り組みも引き続き実施しています。県内の大学等で実施されるくらしの経済・法律講座における犯罪被害者支援の講義の実施も2年目となりました。本年もより一層、県内各地での広報啓発活動を充実させていきます。

また、昨年は、県中部地区を中心に養成研修を実施し、修了された8名に、当センターの支援ボランティアの輪に加わって頂きました。熱心な研修ぶりに、当センターの支援活動が今後ますます充実することを確信した次第です。当センターは、犯罪被害者支援活動に関心をお持ちの方々に、一人でも多く支援の輪に加わって頂きたいと考えています。本年も様々な工夫を重ねて参りますので、養成研修への皆様のご参加を心よりお待ちしております。

当センターも、来年12月には、設立登記から満10年を迎えます。これを機に、これまでの支援活動を総括しつつ、今後も皆様に利用して頂ける存在であり続けるために、犯罪被害者等基本法第3条の基本理念に照らし、さらに何が必要で、どこをどのように改めるべきなのか等、しっかりと検討したいと考えます。加えて、犯罪被害者の支援には、関係諸機関との連携が何よりも重要です。日頃から意思疎通を密にし、相互理解を深め、具体的な支援活動に繋げていけるように、当センターは然るべき役割を果たす所存です。

最後になりましたが、皆様方にとりまして、本年がご多幸な良き年になりますように祈念申し上げ、私からの年始のご挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ

鳥取県警察本部長 井上悦希



明けましておめでとうございます。

とっとり被害者支援センター及び関係者の皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

とっとり被害者支援センターは、平成20年10月の設立以来、犯罪や事故等の被害にあわれた方々やその御家族、御遺族等からの相談への対応を始めとして、司法・行政及び医療機関への付添い支援などの被害者に寄り添った支援活動を展開されており、改めて、深く敬意を表する次第であります。

被害者支援は、被害者や被害者支援に直接携わっておられる方々の御意見・御要望等に耳を傾け、その声を県民の方々に紹介させていただくことにより、被害者のおかれている立場について広く県民に理解していただき、社会全体で被害者等を支えることが重要であると考えます。

県警察では、被害者の立場に立った活動を推進するとともに、県民が安心して生活できる社会の実現を目指しており、その一環として、犯罪被害者支援活動広報月間や犯罪被害者週間に合わせて県下各警察署及び警察本部において、犯罪被害者支援連絡協議会、チャリティバザー、いのちのパネル展の開催、街頭広報活動等、被害者支援について県民の理解を深めるための活動を推進しております。

しかし、被害者等が支援を必要とする事柄は、捜査・公判での支援、損害賠償、医療、福祉等多岐にわたり、また、必要とする支援も異なることから、それぞれの被害者の御意向に沿った支援を行っていくことが重要であります。

そのためには、県警察だけではなく、とっとり被害者支援センターをはじめ県などの関係機関・団体との緊密な連携を図り、御理解、御協力をいただきながら一緒に支援の輪を広げていくことが必要であります。

県警察といたしましても、今後もその支援活動に全力を注ぎ、被害者が一日でも早く再び平穏な生活を取り戻されるように、被害者に寄り添いながらきめ細やかな支援を推進してまいります。

そして、今後とっとり被害者支援センターの更なる御活躍により、社会全体にわたって、被害者を思いやり、支えていく気運が醸成され、被害者も加害者も出さない安全で安心な社会が構築されますことを祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ

鳥取県生活環境部くらしの安心局長 酒嶋優



明けましておめでとうございます。とっとり被害者支援センター、そして関係者の皆様におかれましては、日ごろ、犯罪被害者やその御遺族に対するきめ細やかな支援活動をたゆみなく実施されており、深く敬意を表し感謝申し上げます。

このたびの鳥取県中部を震源とした地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。被災された皆さまが、一日も早く日常生活が取り戻せるよう願っております。

本県では、平成20年6月に、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」を制定し、犯罪被害者に関する県民の理解促進や支援施策の充実等を図っているところです。

支援センターは、平成20年の法人設立から9年目を迎えられます。これまで、特に中西部地区の被害者支援に対する理解や支援センターの認知度が課題とされてきました。このため、東部地区のみで開催されていた「鳥取県被害者支援フォーラム」を一昨年より県内巡回形式で開催することとされ、本年は初めて中部地区で開催する予定とされています。また、一昨年は西部相談所の相談員増員や開所日拡大など、西部地区の支援体制が強化されました。その他にも11月25日から12月1日までの「犯罪被害者週間」では、支援センター、鳥取県警察、鳥取県が連携して街頭広報を行うなど、支援センターの認知度向上に取り組まれています。このような取組みにより、中西部地区の相談件数は増加傾向にあります。支援センターの認知度を高め、被害者支援に関する県民の理解を更に深めていくために、広報・啓発活動を継続していくことが重要と考えます。県民の被害者支援に対する理解が県全体へ広がっていくことを期待してやみません。

県では、昨年10月に交通事故のない鳥取県の実現を目指して、障がい者、高齢者、子ども及び自転車利用者の交通安全の確保に向けた取組を重点的に進める「鳥取県支え愛交通安全条例」を制定しました。また、犯罪を防止し、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ることで犯罪のないまちづくりを推進するため、犯罪のないまちづくり推進条例を改正し、11月には「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」を策定しました。さらに本年1月には、性暴力被害者の方が安心して心身の回復を図っていただけるよう県及び関係機関・団体が連携して、性暴力被害者の方から直接相談をお受けし、医療的支援など総合的な支援を提供する仕組みを開始したところです。一人でも多くの県民の皆さまが事件・事故に遭わないよう、安全で安心したまちづくりを推進していきたいと考えております。

今後も、安全・安心な地域社会の実現に向けて効果的な防犯施策等を実施するとともに、支援センターをはじめとする関係機関・団体の皆さまと連携して被害者の方々の支援を推進していきたいと考えています。引き続き皆さまのご理解とご協力をお願いします。

「被害者支援を考える講演会」の開催



平成28年9月7日(水)、鳥取市尚徳町のとりぎん文化会館小ホールにおいて、京都府在住で交通犯罪被害者遺族の中江龍生様を講師にお招きし講演会を開催しました。

中江様は、京都府亀岡市で平成24年4月23日登校中の児童と引率の保護者の列に軽自動車が入り込み、計10人がはねられ、児童2人と保護者と保護者のお腹の中の赤ちゃんを含む4人が死亡、7人が重軽傷を負った事故の妊婦のお兄様です。

事故後、署名活動などを行い、国や司法に現行法の法律の矛盾を訴えかけられ、平成26年11月に新法、危険運転致死傷罪(自動車運転死傷行為処罰法)が制定される原動力となりました。現在は京都交通事故被害者の会古都の翼を設立し、メンバーとして日々街頭啓発や講演活動を行っておられます。

今回、「かけがえない生命のことを伝えたい」と題して、兄妹の立場から事故後の遺族の心情を涙ながらに講演されました。会場には約210名の方が参加されており、

「貴重なお話であり一生懸命勇気をもって話されている姿がとてもすばらしかった。」

「被害者には家族がいて、それぞれの立場で悲しみが違うことを今まで思い至っていなかった。」

「大事な人が突然この世からいなくなる。日々一緒に過ごしていることを当たり前だと思っはいけない。」

「被害者の声をきき、被害者支援に理解を深めました。」
などという感想が寄せられました。



「命の大切さを学ぶ教室」の開催



犯罪被害に遭われた方のご遺族などの講演を通じて、学校の生徒に対し命の大切さや家族への感謝の気持ちなどを学ぶ機会として「命の大切さを学ぶ教室」を開催しています。

平成28年4月から12月までの間、県下の中学校・高等学校9校、その他医療専門学校2校で実施しました。

初めて犯罪被害者のご遺族の声を聴いた生徒達は、改めて家族・友人等の大切さを振り返り、生きることの大切さ、当たり前ではない普段の生活への感謝の気持ちなどを学んでいました。



月 日	実施校	講 師	月 日	実施校	講 師
5月26日	倉吉市立河北中学校	市原千代子 様	10月23日	鳥取県立鳥取緑風高等学校	市原千代子 様
6月9日	鳥取県立鳥取商業高等学校	市原千代子 様	10月25日	鳥取県立鳥取緑風高等学校	中谷加代子 様
7月8日	三朝町立三朝中学校	一井 彩子 様	10月27日	鳥取県立日野高等学校	市原千代子 様
7月26日	鳥取市医療看護専門学校	三浦由美子 様	11月18日	境港市立第二中学校	三浦由美子 様
9月29日	YMC A米子医療福祉専門学校	市原千代子 様	11月19日	南部町立法勝寺中学校	三浦由美子 様
10月14日	米子北斗中学校・高等学校	市原千代子 様			

11月25日～12月1日

犯罪被害者週間に合わせた取組

「鳥取県被害者支援フォーラム」の開催



11月22日(火)、鳥取県と鳥取県警察と共同で鳥取市尚徳町のとりぎん文化会館小ホールにおいて「鳥取県被害者支援フォーラム」を開催しました。

開会行事では、来賓として斉木鳥取県議会議長にご祝辞をいただき、坂野県会議員、島谷県会議員に列席していただきました。

講演は、平成12年12月31日未明に発生し未解決事件となっている東京都世田谷一家殺害事件で妹一家を失った入江杏様をお招きし、「悲しみを生きる力に」と題し、入江様から悲しみと向き合い、自ら学んできた体験から支援者に向けたヒントとなる貴重なお話を聴かせていただきました。

講演内容の要旨を一部ご紹介いたします。

- ・事件の第一発見者となった母親から「この事件で全てを失ってしまった。誰にも知られてはならない」と言われ、辛い悲しみと共にこの母の言葉が重いものとして心に残った。
- ・支え・支えられる関係を理解し合いそれを続けていくことに意味がある。
- ・悲しみも人間にとってとても大切な感情である。
- ・話をすることによって悲しみを可視化させて自分の生きる物語を作っていくことがとても大切なこと。
- ・「ただごとの力」の積み重ねが亡くなった妹たちを輝かせていた。それを伝えたい。
- ・言葉には大きな力をもっている。
- ・生き残ったものの罪悪感、表に現わせれない悲しみ、曖昧な喪失の中で私を変えた一枚の絵との出会い。
- ・かけられた言葉には、その人との関係性により感じ方が違う。どういう存在であるのか。人それぞれ違う。何をするかよりもどういう存在で寄り添うのか。

講演の最後に「ずっとつながってるよ～こぐまのミシュカのおはなし」の読み聞かせがあり、入江様の心のこもった語りは集まった約270名の参加者の心に響きわたり感動を与えていました。

参加者からは、

「貴重なお話をきき、『過去は変えられないが、過去の捉え方で今と未来は変えられる』という言葉がとても印象的でした。この言葉に大きな力をもらった。」

「とても分かりやすかった。とてもよかった。」

「全ての事件において大切なことは風化させないこと。フォーラムに参加し、今回のような講演を大切にしていきたい。」

などといった感想がたくさん寄せられました。



講演の後は、警察音楽隊の演奏があり心を和ませました。今回の講演会にふさわしい選曲で、隊員の一人が「一つだけの花」を独唱し聴衆の感動を誘いました。





講演に先立ち、表彰式を行い、犯罪被害者支援活動に多年にわたり功労があった方を表彰しました。

鳥取県被害者支援フォーラムの場で表彰式を行うのは今回が初めての事です。今後はこの場において、犯罪被害者支援に功労のあった方や団体などを表彰していく予定です。

今回犯罪被害者支援功労者表彰として授与された方は5名で(欠席者2名)、とっとり被害者支援センターが設立された、第1期生の支援活動員(ボランティア)で、長年電話相談や直接支援などに携われ、支援センターの活動を地道に支え、センターの歴史を一緒に作ってくださった方々です。

受賞された方からは、「とっとり被害者支援センターがスタートした時から約8年間活動させていただき、このような名誉な賞をいただき感謝しております。これが、とっとり被害者支援センターのことを皆様を知っていただく機会になれば嬉しいです。」という話がありました。

10月21日に発生した鳥取県中部地震の影響により、会場変更となりご迷惑をおかけしましたが、たくさんの方のご来場をいただき、この場をおかりしまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

犯罪被害者自助グループ「なごみの会」による「いのちのパネル展」の開催

「いのちのパネル展」とは、鳥取県の犯罪被害者自助グループ「なごみの会」の会員が制作した手作りパネルを使って、遺族として想いを伝え、犯罪のない社会の実現を強く訴えているものです。

11月2日～30日には鳥取県人権文化センターで開催したのを始めとして、11月22日には鳥取県被害者支援フォーラムで、その他にも県下の警察署(倉吉警察署、米子警察署、智頭警察署、八橋警察署、境港警察署、郡家警察署、浜村警察署、鳥取警察署)で、「いのちのパネル展」をしていただきました。



犯罪被害者自助グループ「なごみの会」は、毎月第4土曜日に定例集会を開いています。

同じようなつらさを抱えた犯罪被害者遺族等がお互いに支え合い、励まし合う中から問題解決や克服を図ることを目的に集まっています。集会場所はメンバーが集まりやすいように東・中・西部と変えてやっています。「なごみの会」に対するお問い合わせはセンター事務局(0857-20-0330)までご連絡ください。

街頭広報活動



11月15日(火)、鳥取市晩稻のイオン鳥取北店、西伯郡日吉津村のイオン日吉津店の2か所で鳥取県、鳥取県警察、センター役員、ボランティアと一緒にチラシ等を配布し犯罪被害者週間をPRしました。



支援活動員(被害者支援ボランティア)第9期生採用

5月14日から8月20日までの間、8回にわたって支援活動員の採用時養成講座を実施しました。講座には10名が参加し、本年度8名の方を支援活動員として採用しました。

これで現在支援活動員は36名の登録になり、東部地区と西部地区に分かれて、事務局で実質活動できる方を調整しながら支援活動に携わっていただいています。

また、支援活動員には知識や技量を高めるために継続的に研修会を開催しています。

年間を通じてセンター主催の継続研修会、全国犯罪被害者支援ネットワーク主催の中国四国ブロック研修会、全国秋期研修会等、県外の研修会に参加し研鑽を積んでいただいています。

この度採用された第9期生の支援活動員さんから、初心にあたり次のような感想をいただいておりますので一部ご紹介します。今後の活動を期待しております。

第9期生 支援活動員さんからの感想

被害者支援員として活動するにあたり、弁護士、警察関係者、地方自治体、臨床心理士、犯罪被害者遺族徳田さんの心の叫びを拝聴させていただき、過去に経験の無い貴重な時間をいただきました。一連の講義内容で教えられたこと、二次被害を与えることがないよう適切な言葉を意識し、従事させていただきます。単なるボランティアではなく、質の高い支援者になれるよう知識の習得や経験を積みかさねていきたいです。(50代・女性)

私たちが日常あまり目を向けていなかった犯罪被害者支援という分野についての学びは衝撃の部分もありましたが、誰もがもしかするとその立場で辛い思いをされるかもしれないという意外にも身近な世界であると知りました。当事者にとっては、ずっと背負い続けていかなければならない大きな存在であり続けるという状況。その辛さを少しでも支えていたらと、初めてその一歩を進みたいと思っております。(60代・女性)

この度の研修は、全く未知の世界の勉強や、私たちが日常的に行っている会話など、大事なことばかりでした。特に印象に残っていることは、徳田ご夫妻からのお話をうかがい自分には無関係と思っていた事件がある日突然自分の身にふりかかってくるという現実を認識したことでした。犯罪被害者の支援は難しく、各機関と連携をとっていく必要があると感じました。(60代・女性)

支援活動員(被害者支援ボランティア)第10期生を募集します!

とっとり被害者支援センターでは、電話・面接相談への対応のほか、相談内容に応じて、心理・医療・法律部門の専門家への紹介や、必要に応じて病院・裁判所・行政機関等への付き添い等の手助けを行っていただく支援活動員を募集します。

応募資格

- 年齢25歳以上の方(性別不問)
- 被害者支援に理解と意欲のある方
- 心身とも健康な方
- 月に2～3回程度支援活動に従事できる時間的余裕のある方

お問合せ先

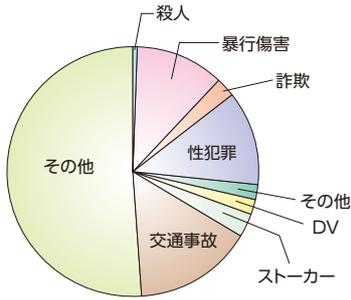
詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

(TEL 0857-20-0330 10:00～16:00の間)



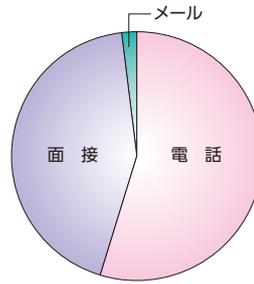
とっとり被害者支援センター 相談受理状況 (平成28年中)

1 相談内容別受理件数



刑法犯	殺人	1
	暴行傷害	18
	詐欺	4
	性犯罪	19
	その他	3
計	45	
D	V	3
ストーカー		5
消費生活		0
振り込め詐欺		0
交通事故		24
その他		80
合計		157

2 相談形態



電話	86
面接	68
文書	0
メール	3
合計	157

3 相談者地域別状況

地域	東部	中部	西部	県内計	県外	合計
件数	43	30	79	152	5	157

- 東部～旧気高部以東
- 中部～旧倉吉市、東伯郡
- 西部～旧西伯郡以西

4 直接的支援活動状況

付き添い	警察	0
	検察庁	2
	裁判所	7
	弁護士	2
	法テラス	0
	病院	0
	その他	0
自宅訪問		3
その他		6
合計		20

概況及び特徴

- 相談受理件数は、157件(延べ数)。うち西部相談所対応51件。
- 相談内容は、その他、交通事故、性犯罪の順に多い。
- 相談形態は、電話が多く86件、そのうち相談専用電話は66件。
- 相談対応については、傾聴や助言、必要に応じて他機関紹介、直接的支援等。
- 直接的支援は、検察庁、裁判所、弁護士事務所への付添、自宅訪問、送迎などの支援を実施。
- 犯罪被害者等給付金申請補助活動を2件実施。
- 相談者の地域別では東部が43件、中部が30件、西部が79件、県外が5件で、西部が約半数を占めている。

活動資金のための取り組み紹介

鳥取県共同募金会による つかいみちを選べる募金の取り組み

集まった募金は、当センターの犯罪被害者等支援事業に活用いたします。ご協力をお願いいたします。

払込取扱票付のチラシがありますので、ご協力いただけます方は事務局にご連絡ください。

運動期間

平成29年1月～3月

2年前からこの取り組みに参加し、鳥取県共同募金会から助成をいただき、鳥取県被害者支援フォーラムの事業などに使わせていただいております。

「ホンデリング ～本でひろがる支援の輪～」

全国犯罪被害者支援ネットワークのプロジェクトの一つで、皆様から不要になった本を寄贈していただくとその売却代金が犯罪被害者支援活動費に役立てられるというもので、一昨年から参加しています。

不要になった本(取扱いのできないものがあります)を段ボールや紙袋に詰めていただき所定の申込書に記載し「株式会社バリューブックス」に電話申し込みいただければ宅配業者が着払いで指定場所へ引き取りに来ます。本は「株式会社バリューブックス」が買い取りその売却代金は全国被害者支援ネットワークを通じて後日当センターに寄付されるという仕組みになっています。

詳細はこちらへ→<http://www.hondering.jp/>

詳細はとっとり被害者支援センターホームページをご覧ください。

<http://www.t-higaisha.jp/>

不要本が犯罪被害者支援の一助となる活動です。是非ご協力ください。

お申込み方法

- 不要になった書籍をダンボールや紙袋に詰めます。申込書をご記入の上、本と一緒に入れます。
※ダンボールが複数になる場合でも、申込用紙は1枚で大丈夫です。
※古本は5冊から、着払いで受け付けます。
※18歳未満の方は、保護者の方にお申し込みください。
※申込書は、とっとり被害者支援センターHPからダウンロードできます。
- 株式会社バリューブックス 0120-826-295 に電話。
「ホンデリングに申し込みたいのですが…」とお伝えください。
電話受付時間 宅配業者が指定の時間に引き取りにうかがいます。
月～土 10:00-19:00 ※ヤマト運輸の集荷を手配します。
日 10:00-17:00 ※古本は5冊から、着払いで受け付けます。
- 株式会社バリューブックスにて、市場価格を考慮して査定され、買い取り相当額が、株式会社バリューブックスから認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワークに寄付されます。

イオン
鳥取北店

「幸せの黄色いレシート」 キャンペーンの参加

毎月11日にお店に各ボランティア団体の名前と活動内容が書かれた投函箱が設置され、応援したい団体の箱に黄色いレシートを入れると「レシートの金額の1%」をその団体に寄付できるというキャンペーンです。

センターも投函箱を設置していただいております。
是非ご協力をお願いします。



募金箱の設置をお願いしています。

この度、犯罪被害者週間にあわせて募金の回収にまわらせていただきましたところ、たくさんの募金が集まりました。ご協力ありがとうございました。
今後ともご協力よろしくお願いたします。

現在の設置場所

ご協力感謝いたします

- ・各警察署等警察関係施設 ・県庁総合窓口 ・県庁売店 ・鳥取県人権文化センター ・鳥取市役所窓口
- ・各鳥取市人権福祉センター窓口9か所 ・倉吉市役所 ・鳥取市立病院売店 ・東部自動車学校
- ・日本海自動車学校 ・イナバ自動車学校 ・倉吉自動車学校 ・鳥取県中央自動車学校
- ・鳥取県自動車学校 ・米子自動車学校 ・山陰中央自動車学校 ・あまから亭 ・境港市役所市民課窓口
- ・米子市役所総合案内窓口 ・南部町天萬庁舎町民課窓口 ・日吉津村役場住民課窓口 ・真誠会
- ・養和病院受付窓口 ・伯耆町役場住民課窓口 ・居酒屋庄屋 ・鳥取環境大学 ・東光寺
- ・BAOO鳥取岩美 ・サテライト鳥取 ・ミニポートピア鳥取 ・日帰り温泉オーシャン ・大山町役場
- ・米子マツダ本社営業所 ・米子マツダ境港営業所 ・鳥取県自動車整備振興会東部・中部・西部各支部
- ・マルイ各店舗 ・エスマート各店舗 ・三朝町役場 ・湯梨浜町役場

県下の警察署では犯罪被害者週間にあわせ犯罪被害者支援チャリティーバザーをされ、その収益金を寄付していただきました。ありがとうございました。

犯罪被害等についてのご相談は、

相談専用電話

おはなし
TEL 0120-43-0874

(平日10時～16時)にお電話ください。

西部相談所

西部相談所は週4日(月・火・木・金 10時～16時)開設しています。面接相談は予約制をとっていますので、お電話ください。

場所 米子市東福原1-1-45 TEL 0120-38-5088
鳥取県西部福祉保健局会議棟

賛助会員、寄付にご協力ください

一人でも多くの皆様のあたたかいご支援・ご協力をお願いいたします。

- 賛助会員 年会費の振込により登録させていただきます。
 - 個人 1口 2,000円 ●法人・団体 1口 10,000円
- ※複数口での加入も可

寄付 金額は問いません。

お問い合わせ先 事務局までご連絡ください。

振込手数料のかからない指定振込用紙をお送りします。

とっとり被害者支援センターは税額控除対象法人として認定されており、寄付金は支払った年額の所得控除として「寄付金控除」の適用を受けるか、又は「税額控除」の適用を受けるか、いずれか有利な方を選択することができます。いずれの控除も確定申告の手続きが必要です。
※賛助会費、寄付金等を当センターに納入された方で、確定申告等で領収書が必要な方は事務局にお申し出ください。

事務局 TEL 0857-20-0330 までご連絡ください。